

役員報酬に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人こぶしの村福祉会（以下「当法人」という） 定款第8条及び第22条に規定に基づく、役員（理事ならびに監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等ならびに、定款第6条で選任する「評議員選任・解任委員会の委員」の報酬等について定めるものとする。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事長、理事、評議員、監事、評議員選任・解任委員、第三者委員をいう。

2. 週4日以上勤務する者を常勤の役員等とする。
3. 常勤の役員等以外の者を非常勤役員等とする。

(理事長の報酬)

第3条 理事長の報酬は、社会福祉法人こぶしの村福祉会の理事長が、理事長業務に従事した場合を対象とする。

2. 理事長の報酬の対象となる業務は、次の通りとする。
 - (1) 社会福祉法人こぶしの村福祉会定款に定める理事長の業務
 - (2) 同理事長専決規則に定める理事長専決事項の処理
 - (3) 法人経営の根幹をなす業務の処理
 - ①人事管理の統括ならびに人材育成に関する計画および実施
 - ②法人財産の安全かつ適正な管理
 - ③財務管理の統括ならびに財政計画の作成および管理
 - (4) 施設・事業の計画ならびに実行管理と指導
 - (5) その他、法人経営上必要とされるもの
3. 理事長の報酬は、別表1に定める通りとする。

(役員退職慰労金)

第4条 常勤の理事長および理事が、任期満了または辞任・死亡により役員を退任した場合、退職後2か月以内に役員退職慰労金を支給する。

2. 死亡による退任の場合は、その配偶者に支給をするものとし、配偶者がいない場合に限り、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹の順で支給をする者を決定する。
3. 退職慰労金の金額は、在職年数×10,000円とする。

(役員の仕事災害補償)

第5条 常勤の理事長および理事が、業務中の事故等により怪我を負った場合、法人は加入をしている障害医療保険により休業中の報酬や治療に要する費用を補償するものとする。

(理事・評議員・監事の報酬)

第6条 理事・評議員の報酬は、社会福祉法人こぶしの村福祉会の理事・評議員が、その設置経営する施設の職員でない場合において、理事・評議員業務に従事した場合および、監事を対象とする。

2. 理事・評議員・監事の報酬となる業務は次の通りとする。

(1) 理事会・評議員会ならびに役員で構成する各種委員会

(2) 上記(1)以外で、理事長の命を受けて法人または施設運営のために行った業務

3. 報酬は別表2の通りとする。

4. 各年度の支給総額は別表3の通りとする。

(法人監事による事業ならびに決算監査の報酬)

第7条 法人監事による事業ならびに決算監査の報酬は、監事を対象とする。

2. 当法監事による事業ならびに決算監査の報酬の対象となる業務は以下の通りとする。

(1) 法人が毎年度実施する、法人監査に前年度の事業執行状況ならびに決算監査業務

3. 業務の執行状況に係る、法人監査については、法人が実施をする事業数ならびにその監査にかかる拘束時間等を鑑み、報酬額は20,000円(源泉徴収後の額)とする。

4. 決算状況に係る監査に携わる監事については、法人が設定をする会計数ならびにその監査において確認する帳票書類数や業務拘束時間等を鑑み、報酬額は200,000円(源泉徴収後の額)とする。

(設置経営する施設の職員を兼務する役員)

第8条 社会福祉法人こぶしの村福祉会が設置経営する施設の職員が、以下の役員を兼務するとき、別表4の金額を役員報酬として職員給与に上乘せする。

(1) 理事

(評議員選任・解任委員の報酬)

第9条 評議員選任・解任委員の報酬は、社会福祉法人こぶしの村福祉会の評議員選任・解任委員が、その設置経営する施設の職員でない場合において、評議員選任・解任委員を対象とする。

2. 評議員選任・解任委員の報酬の対象となる業務は以下の通りとする。

(1) 評議員選任・解任委員会

3. 報酬は別表5の通りとする。

(第三者委員の報酬)

第10条 第三者委員の報酬は、社会福祉法人こぶしの村福祉会が設置経営する施設・事業所の第三者委員を対象とする。

2. 第三者委員の報酬の対象となる業務は以下の通りとする。

- (1) 第三者委員会
- (2) 解決困難な問題に対する業務

3. 報酬は別表 6 の通りとする。

(出張等)

第 11 条 役員が、理事長の命を受けて法人または施設業務のために出張をする場合は、第 6 条に定める報酬とは別に、社会福祉法人こぶしの村福祉会旅費規程に基づき旅費等の支給を行う。

(報酬等の支給方法)

第 12 条 常勤役員等に対する報酬等の支給日は、職員給与規程第 6 条第 1 項に準じた日とする。

2. 非常勤役員等に対する報酬等の支給日は、法人業務当日とする。
3. 報酬等は現金により本人に支払うものとする。ただし、本人の申出があったときは、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

(改廃)

第 13 条 本規程の改廃は、評議員会にて決議をする。

付則

この規程は、2024(令和 6)年 7 月 1 日より実施する。

別表1（常勤の理事長）

年間報酬額	月額報酬額（常勤）
6,000,000	500,000

- (1) 常勤は、週平均で4日以上出勤することを要件とする。
- (2) 月額報酬額は、年間報酬額を12か月で除した額とする。
- (3) 報酬額から社会保険料および所得税、住民税等を控除するものとする。

別表2（非常勤役員）

区 分	報酬額（源泉徴収後の額）
評議員会	1回につき 10,000円
理事会	1回につき 10,000円
評議員会・理事会以外で法人経営 に関わる業務に従事した時	1回につき 10,000円

* 会議出席もしくは業務に従事した度に現金にて支給する

別表3

区 分	年総額（最高限度額）
理 事	1,000,000円以内
監 事	500,000円以内
評議員	300,000円以内

* 常勤の理事長、当法人の職員を兼ねた役員は含まない。

別表4

区 分	報酬
理 事	法人が設置経営する施設の職員が理事に選任された場合、職員給与に月額20,000円を役員報酬として上乗せする。

別表5

区 分	報酬額（源泉徴収後の額）
評議員選任・解任委員	10,000円

* 会議出席の度に現金にて支給する。

別表6

区 分	報酬額（源泉徴収後の額）
第三者委員会	1回につき 10,000円
解決困難な問題対応	1ケースにつき 10,000円

* 会議出席の度に、もしくは苦情対応が完結したときに現金にて支給する。